

## 用語解説

<b>援農ボランティア</b> P3,8,15,21,24,27,28	<p>本市では、公益財団法人東京都農林水産振興財団が実施する「援農ボランティア養成講座（東京の青空塾）」を受講し、市内の農業者から実技指導を受けた市民を、援農ボランティアとして認定している。</p> <p>援農ボランティアは、農作業体験や農業者との交流等を通じて、都市農業の意義や役割について理解を深めると同時に、農業者とともに安全で新鮮・良質な農産物等の生産の一翼を担う。</p>
<b>経営耕地</b> P3,16	<p>農業者が経営する耕地（田、畑、樹園地の計）の面積をいう。具体的には、農業者が所有している耕地のうち、貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたものに、借りている耕地を加えたもの。</p>
<b>災害時協力農地</b> P9,19,24,30	<p>市内において大規模な災害が発生した際に、延焼遮断や緊急避難場所としての防災機能等を保全するため、生産緑地等を対象に、本市と協定を締結した農地のこと。</p>
<b>指導農業士制度</b> P27	<p>優れた農業経営を行いつつ、新規就農者等の育成に指導的役割を果たしている農業者が、都知事から指導農業士として認定を受ける制度のこと。指導農業士は、地域農業の振興に関する活動を行う。</p>
<b>市民農園</b> P7,9,17,18,19,20,23,24,32,34	<p>本市が借用し運営を行う農地、又は農地を所有する農業者自身が運営を行う農地にて、市民が自らの作付け等により、農業体験を行う場所のこと。</p>
<b>生産緑地</b> はじめに、 P1,3,6,7,9,16,17,18,20,23,24,29	<p>市街化区域内の農地で、次に該当する区域について、市が都市計画において定めたもの。</p> <p>①良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地に供する用地として適しているもの、②300㎡以上の面積を有しているもの、③農林業の継続が可能な条件をそなえているもの</p> <p>なお、生産緑地について使用又は収益を有する権利を有するものは、当該生産緑地を農地等として管理しなければならない。</p>
<b>認定農業者</b> P1,3,4,5,8,14,24,27,28	<p>農業経営基盤強化促進法に基づき、「効率的かつ安定的な農業経営」（他産業並みの労働時間により、他産業並みの所得を得られる農業経営）となることを目標とした農業経営改善計画を作成し、市から当該計画を認定された農業者のこと。</p>
<b>農業体験農園</b> P4,9,14,19,20,23,24,32	<p>農業者自らが開設し、市民が利用する農園で、利用者が農園主のきめ細かい指導とサポートのもとで、農業体験を行う場所のこと。</p>



〔平成 31（2019）年 3 月 11 日 伊藤委員長より市長に報告〕